

## 1800年代初期のアイヌの社会構造と命名規則の空間的適用範囲

遠藤匡俊 (岩手大学教育学部)

本研究の目的は、1800年代初期におけるアイヌの社会構造の一端を示し、命名規則の社会的・空間的適用範囲を明らかにすることである。1800年代初期の厚岸（アッケシ）、択捉（エトロフ）、静内（シズナイ）、高島（タカシマ）、北蝦夷地東浦（南カラフト東海岸）の5地域では、社会的に他人へ従属する人々が多く、そのほとんどは主人の家に同居していた。特に北蝦夷地東浦では人口の48.8%が同居者であり、79.2%の家が同居者を含んでいた。居住者名を照合した結果、非親族を同居者として含みながらも同一家内に同名事例はなく、集落や多数の集落を内包する場所という空間的範囲でも同名事例は非常に少なかった。つまり1800年代初期のアイヌ社会には命名規則が存在していた。さらに、対象とした5地域は互いにかなり離れており対象年次もそれぞれ3～28年間の違いがあるものの、5地域間で居住者名を照合すると同名事例は非常に少なかった。命名規則の空間的適用範囲は蝦夷地全域に及んでいた可能性がある。

キーワード：アイヌ、社会構造、命名規則、空間的適用範囲、1800年代初期

### I はじめに

#### 1. 目的

##### 1) 1800年代初期のアイヌの社会構造

1624～1643（寛永期）年に松前藩の商場知行制が成立し、渡島半島南部に形成された和人の居住地としての和人地とアイヌの居住地としての蝦夷地が地域区分された。商場知行制によりアイヌは蝦夷地に封じ込められ、それまでは下北半島などへ出かけていた自由な交易活動が大きく制限されることになる（榎森 1999）。1789（寛政元）年のクナシリ・メナシの戦いの頃からアイヌの立場が交易主体から被雇用労働者へと変化し、近世アイヌ社会の解体をはやめていくとされる（菊池 1999a）。一方、和人地から遠く隔たった厚岸場所、<sup>アツクシ</sup>択捉場所や北蝦夷地場所<sup>エトロフ</sup>（樺太南半部）のアイヌは、活発な交易活動を行っていたことで知られる（高倉 1940；新北海道史編纂委員会 1970；菊池 1991；岩崎 1994；佐々木 1996, 1999）。このような交易活動によって、1800年代初期の厚岸、択捉場所周辺では多数の家来や妻妾を持つ有力者が存在していた（高倉 1940；川上 1986；菊池 1991；海保 1992；岩崎 1994）。1850年代にはこのような有力者はほとんどみられなくな

る（高倉 1940；岩崎 1994）。このように1800年代初期のアイヌの社会構造の特徴として、多数の家来や妻妾を持つ有力者の存在が挙げられる。

しかし厚岸、択捉場所以外の地域の社会構造についてはほとんど不明のままである。

##### 2) アイヌの命名規則

明治期以降の調査によれば、アイヌは出生した子供の命名にあたっては、すでに死亡した人や近所に生きている人と同じ名前は付けないようにしていた（バチエラ 1901；Batchelor 1901, 1927；バチエラ 1925；久保寺 1969）。明治期以前のアイヌ社会においてもこのような命名規則が実際に存在し機能していたことは、1848～1858（嘉永元～安政5）年の根室場所<sup>ネモロ</sup>で確認されている（遠藤 2001）。根室場所では出生後初めての命名のみではなく、改名によって新たなアイヌ名を命名する場合にも、命名規則はよく機能していた。このように個人名の命名あるいは改名にあたっては、根室場所<sup>ネモロ</sup>で生活している人々、および、かつて根室場所<sup>ネモロ</sup>で生活しすでに死亡した人々の名を思い浮かべ、その人々とは同じ名とならないように配慮されたものと考えられる。文字を持たなかったアイヌ社会において、「すでに死亡した人や近所に生きている人と同じ名前を付けな

い」という命名規則は一つの文化であり、命名にあたって認識された人々の居住地域が、アイヌの人々にとって重要な地域社会であったと考えられる。

命名規則には、「すでに死亡した人と同じ名前を付けない」という死亡者との同名を避けるものと、「近所に生きている人と同じ名前を付けない」という同時居住者との同名を避けるという二つの側面がある。この中で、同時居住者の場合の命名規則については、1848～1858（嘉永元～安政5）年の根室場所ばかりではなく、1856～1858（安政3～安政5）年の蝦夷地の広い地域、1834～1871（天保5～明治4）年の高島場所<sup>ツカシマ</sup>、1858～1871（安政5～明治4）年の静内場所<sup>シズナイ</sup>においてもよく機能していたことが確認されつつある（遠藤 2002）。そこでは命名規則の空間的適用範囲は、集落のみならず多数の集落を含む場所<sup>1</sup>という広い地域にまで及んでいた。

しかし、いずれも1800年代中期およびそれ以降のアイヌ社会に関する報告例であるために、和人という異民族の影響が強くアイヌ社会に浸透する以前の状況は必ずしも明確ではなかった。

### 3) 研究目的

本研究の目的は、1800年代初期におけるアイヌの社会構造の一端を示した上で、命名規則が存在し機能していたかどうかを確かめ、命名規則の社会的・空間的適用範囲を明らかにすることである。

なお本研究では、社会構造を、従来の1800年代初期のアイヌ社会に関する研究のように、家族構成や有力者・従属者の存在という観点から分析する<sup>2</sup>。

## 2. 史料と方法

1800年代初期における社会構造の分析および同時居住者との同名事例の分析では、次の史料を用いた。1800（寛政12）年の択捉場所では「恵登呂府村々人別帳」（東京大学史料編纂所蔵）<sup>3</sup>、1803（享和3）年の厚岸場所では「東蝦夷地厚氣志蝦夷人別」（函館市立図書館蔵）、1812（文化9）年の静内

場所では「志津内場所蝦夷家数人別帳」（北海道立図書館蔵マイクロフィルム）、1822（文政5）年の高島場所では「タカシマ御場所蝦夷人別書上」（小樽市博物館蔵「西川家文書」所収）、1828（文政11）年の北蝦夷地東浦（南カラフト東海岸）では「北蝦夷地東西惣人別帳」（函館市立図書館蔵）を用いた。このほかに「恵登呂府会所日記」（東京大学史料編纂所「近藤重蔵文書」所収）、「恵登呂府志」（北海道立文書館蔵）、「寛政蝦夷乱取調日記」（北海道立文書館蔵）、「寛政蝦夷乱取調日記 上・中・下」（国会図書館蔵）、「東蝦夷騒擾一件取斗始末」（東京国立博物館蔵）、「寛政元年西五月東蝦夷くなり嶋騒動取鎮書付」（内閣文庫蔵）、「寛政元年西閏六月クナシリ嶋嶽騒動届書記」（北海道大学附属図書館蔵）などを用いた。

方法は、人別帳などの史料に記された一人ひとりの名前と、戸主、妻、息子、娘、下男、下女などと記された親族関係や続柄などを用いて家の構成員と集落の構成員を復元した。また史料に記された一人ひとりの名前を照合することで、同じ名前（同名）であるかどうかを判断した。地域ごとに同一年次の史料を用いて名前を照合することで、同時居住者との同名事例の有無を確認することになる。同名であるかどうかの判断にあたっては、特に音声に着目した<sup>4</sup>。こうして、「すでに死亡した人や近所に生きている人と同じ名前を付けない」という個人名の命名規則が、どの程度の空間的範囲に生活する人々に適用されていたのかを、家、集落、場所という地域的スケールごとに把握した。対象地域は、幕府の直轄地となってまだ間もない1800（寛政12）年の択捉場所、1803（享和3）年の厚岸場所、1812（文化9）年の静内場所、そして幕府の直轄地から再び松前藩領となって間もない1822（文政5）年の高島場所、1828（文政11）年の北蝦夷地東浦の五つの地域である（図1）。

死亡者との同名事例の分析については、1789（寛

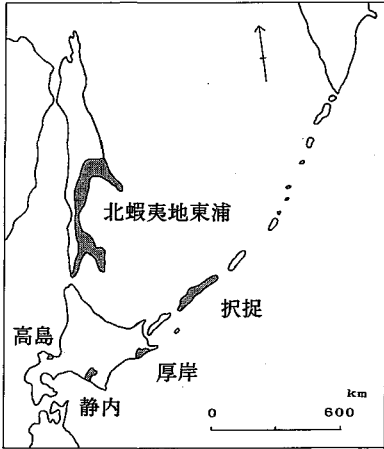


図1 研究対象地域  
Fig. 1 Study area

政元) 年のクナシリ・メナシの戦いにおいて主犯として死罪となった37名のアイヌ名が「寛政蝦夷乱取調日記」などの史料に記されている。この1789(寛政元)年に死亡した37名の名前を1800(寛政12)年の択捉場所と1803(享和3)年の厚岸場所の人々の名前と照合した。1800年代初期より以前の死亡者名を必ずしも特定することはできないので、便宜的に対象年次の異なる5地域間で一人ひとりの名前を照合した。1800(寛政12)年の択捉場所と1803(享和3)年の厚岸場所では史料の年次差は3年であるが、1828(文政11)年の北蝦夷地東浦とは年次差は28年もある。このため、5地域間の居住者名を照合することによって、同時居住者との同名事例のほかに死亡者との同名事例の有無を、部分的にはあるが知ることができる。1800~1828(寛政12~文政11)年の28年間には同時居住者が5地域に存在しただけでなく、死亡者や出生者、初めての命名者やアイヌ名の改名者も存在していたと考えられるためである。

## II 家と集落の社会構造

### 1. 家、集落、場所と命名規則

家とは、親子、兄弟姉妹などの血縁関係を主要構

成員として一つの家屋に居住する最小の社会集団のことであり、同居者を含むことがある<sup>5)</sup>。複数の家が近接して立地することで集落が形成され、複数の集落を包摂するまとまりのある地域が場所という地域的単位である。

結婚や離婚あるいは養子縁組などによって個人の家間移動が生じ、さらに居住地をほかの土地へ移動させることによって家の集落間移動が生じることになる。ここで、命名規則の空間的適用範囲を家と仮定するとき、同名者がいる家へ移動することになった人は、命名規則不適用の事例となる。同様に、命名規則の空間的適用範囲を集落と仮定するとき、同名者がいる集落へ移動することになった人は、命名規則不適用の事例となる。いずれの場合にも、理論的には、あらかじめ命名規則の空間的適用範囲が家や集落よりも広い空間的範囲もしくは社会集団に設定されていれば、移動にあたって命名規則の不適用を心配する必要はなくなることになる。

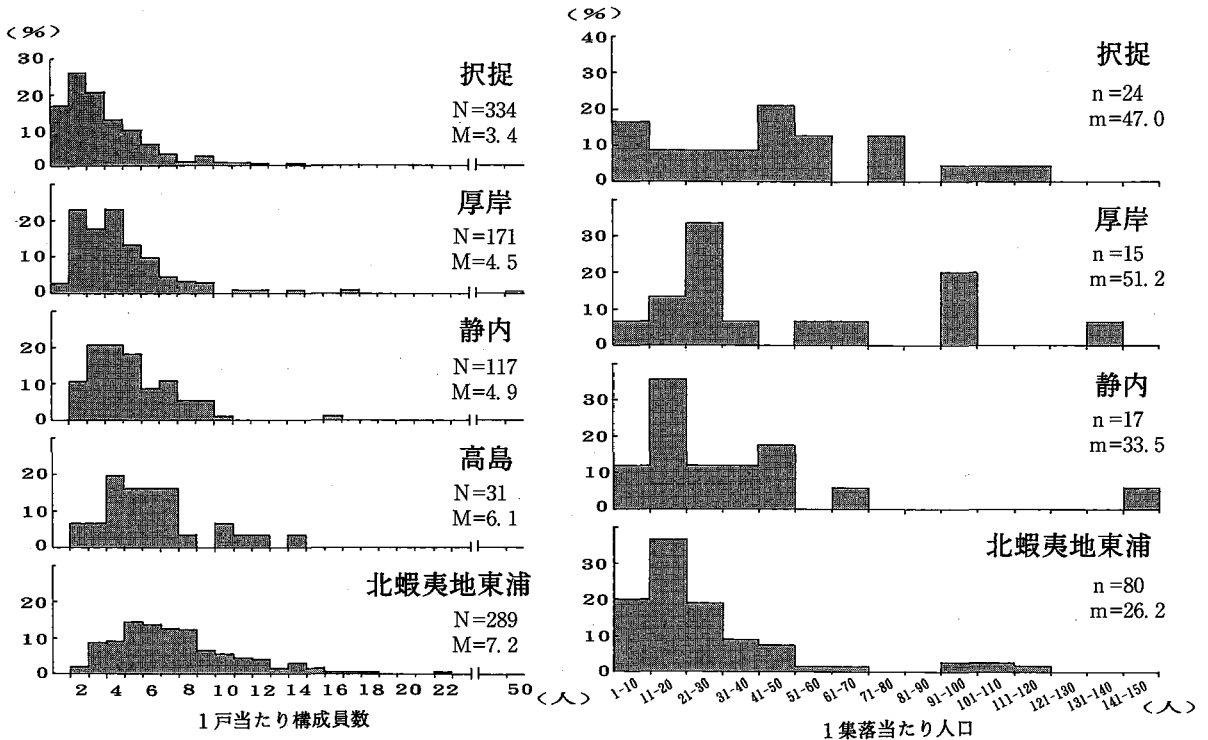
### 2. 家の社会構造の特徴

#### 1) 家の構成員

1戸の家当たりの平均構成員数が最も多いのは北蝦夷地東浦の7.2人であり、最も少ないのは択捉場所の3.4人であり、5地域の平均は5.0人である(図2-a)。北蝦夷地東浦では10人を超える事例がかなりみられ、同居者を多く含んでいる。択捉場所では1人暮らしという事例が多く、これにはほかの家の戸主を主人とする下男・下女や妾の1人暮らしという事例が含まれている。

1集落当たりの平均人口が最も多いのは厚岸場所の51.2人であり、最も少ないのは北蝦夷地東浦の26.2人であり、4地域の平均は33.5人である(図2-b)。全体的には50人以下の小規模な集落が多かったことがわかる。

1戸の家に着目した場合、家の構成員を主要構成員と同居者に2分し、主要構成員は戸主、戸主の配



(a) 家構成員の人数別にみた家数

(b) 集落の人口別にみた集落数

図2 家構成員の人数別にみた家数と集落人口別にみた集落数の相対度数分布

N: 家数 (戸) M: 1戸当たり構成員数 (人) n: 集落数 m: 1集落当たり人口 (人)

(「恵登呂府村々人別帳」, 「東蝦夷地厚氣志蝦夷人別」, 「志津内場所蝦夷家数人別帳」, 「タカシマ御場所蝦夷人別書上」, 「北蝦夷地東西惣人別帳」により作成)。

Fig. 2 Relative frequency distribution of the number of households and settlements by number of inhabitants in the early 1800s

偶者, 戸主の息子, 戸主の娘, 戸主の父, 戸主の母, 戸主の兄弟姉妹, 戸主の妻, その他の親族に細分する。そして乙名, 小使, 土産取などのアイヌ社会における役職者を構成員として含む家を役職者の家, そのほかの家を非役職者の家とする。それぞれの社会的構成員ごとの人口構成比をみると (表1), 全体的には, 一組の夫婦とその未婚の子女から成る核家族形態を主要構成員とし同居者を含むという事例が多かった。どの地域においても主要構成員の占める比率が同居者よりも高く, 役職者の家の構成員の占める比率が非役職者の家の構成員よりも低い<sup>6)</sup>。ただし北蝦夷地東浦, 厚岸場所, 高島場所において

は同居者の占める割合が比較的高く, 同居者は非役職者の家で多い<sup>7)</sup>。北蝦夷地東浦ではアイヌ人口の48.8%までが同居者であり, そのほとんどが非役職者の家における同居者である。

前述のように, 1800年代初期におけるアイヌの社会構造の特徴として, 多数の家来や妻妾を持つ有力者の存在が挙げられてきた。この家来・妻妾の中で家来に近い存在が同居者であると考えられる。一方, 妻妾については, いずれも人口構成比からすると少ない。ただし, 択捉場所では29人と比較的に多いだけでなく, ほかの家の戸主の妻となっている事例が25例 (同一集落内4例, 集落間21例) もあ

表1 家構成員の人口構成

Table 1 Population composition of household members by household head, his or her spouse, son, daughter, father, mother, and other relatives, and lodgers who moved in from other households, in the five districts in the early 1800s

(a) 択捉場所				(b) 厚岸場所			
構成員	役職者の家	非役職者の家	計	役職者の家	非役職者の家	計	
主要構成員	戸主	30 (2.7)	303 (26.8)	333 (29.5)	42 (5.5)	129 (16.9)	171 (22.4)
	戸主の配偶者	26 (2.3)	157 (13.9)	183 (16.2)	41 (5.4)	95 (12.5)	136 (17.8)
	戸主の息子	60 (5.3)	158 (14.0)	218 (19.3)	18 (2.4)	48 (6.3)	66 (8.7)
	戸主の娘	55 (4.9)	159 (14.1)	214 (19.0)	23 (3.0)	69 (9.0)	92 (12.1)
	戸主の父	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	1 (0.1)
	戸主の母	4 (0.4)	46 (4.1)	50 (4.4)	6 (0.8)	19 (2.5)	25 (3.3)
	戸主の兄弟姉妹	1 (0.1)	85 (7.5)	86 (7.6)	20 (2.6)	42 (5.5)	62 (8.1)
	戸主の妾	18 (1.6)	11 (1.0)	29 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他の親族	2 (0.2)	7 (0.6)	9 (0.8)	2 (0.3)	2 (0.3)	4 (0.5)
同居者	1 (0.1)	6 (0.5)	7 (0.6)	63 (8.3)	143 (18.7)	206 (27.0)	
計	197 (17.4)	932 (82.6)	1,129 (100.0)	215 (28.2)	548 (71.8)	763 (100.0)	

(c) 静内場所				(d) 高島場所			
構成員	役職者の家	非役職者の家	計	役職者の家	非役職者の家	計	
主要構成員	戸主	13 (2.3)	104 (18.3)	117 (20.6)	21 (11.1)	10 (5.3)	31 (16.3)
	戸主の配偶者	13 (2.3)	84 (14.8)	97 (17.0)	15 (7.9)	3 (1.6)	18 (9.5)
	戸主の息子	24 (4.2)	113 (19.9)	137 (24.1)	23 (12.1)	8 (4.2)	31 (16.3)
	戸主の娘	15 (2.6)	102 (17.9)	117 (20.6)	21 (11.1)	5 (2.6)	26 (13.7)
	戸主の父	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	戸主の母	0 (0.0)	14 (2.5)	14 (2.5)	2 (1.1)	0 (0.0)	2 (1.1)
	戸主の兄弟姉妹	0 (0.0)	36 (6.3)	36 (6.3)	6 (3.2)	7 (3.7)	13 (6.8)
	戸主の妾	8 (1.4)	2 (0.4)	10 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他の親族	12 (2.1)	4 (0.7)	16 (2.8)	19 (10.0)	4 (2.1)	23 (12.1)
同居者	3 (0.5)	22 (3.9)	25 (4.4)	41 (21.6)	5 (2.6)	46 (24.2)	
計	88 (15.5)	481 (84.5)	569 (100.0)	148 (77.9)	42 (22.1)	190 (100.0)	

(e) 北蝦夷地東浦				(f) 5地域の合計			
構成員	役職者の家	非役職者の家	計	役職者の家	非役職者の家	計	
主要構成員	戸主	4 (0.2)	284 (13.6)	288 (13.8)	110 (2.3)	830 (17.5)	940 (19.8)
	戸主の配偶者	4 (0.2)	183 (8.8)	187 (9.0)	99 (2.1)	522 (11.0)	621 (13.1)
	戸主の息子	4 (0.2)	179 (8.6)	183 (8.8)	129 (2.7)	506 (10.7)	635 (13.4)
	戸主の娘	3 (0.1)	129 (6.2)	132 (6.3)	117 (2.5)	464 (9.8)	581 (12.3)
	戸主の父	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)
	戸主の母	0 (0.0)	38 (1.8)	38 (1.8)	12 (0.3)	117 (2.5)	129 (2.7)
	戸主の兄弟姉妹	0 (0.0)	141 (6.7)	141 (6.7)	27 (0.6)	311 (6.6)	338 (7.1)
	戸主の妾	0 (0.0)	3 (0.1)	3 (0.1)	26 (0.5)	16 (0.3)	42 (0.9)
	その他の親族	3 (0.1)	95 (4.5)	98 (4.7)	38 (0.8)	112 (2.4)	150 (3.2)
同居者	25 (1.2)	994 (47.6)	1,019 (48.8)	133 (2.8)	1,170 (24.7)	1,303 (27.5)	
計	43 (2.1)	2,046 (97.9)	2,089 (100.0)	691 (14.6)	4,049 (85.4)	4,740 (100.0)	

北蝦夷地東浦の人口は2,094人であるが、親族関係の分析が不可能な5人を除く2,089人を対象とした。

(図2と同じ史料により作成)。

表2 同一家内の同居者数別にみた家数  
Table 2 Number of households by the number of lodgers within each household in the five districts in the early 1800s

地域	択捉場所	厚岸場所	静内場所	高島場所	北蝦夷地東浦	合計
同居者数 (人)	家数	家数	家数	家数	家数	家数(戸)
0	327	102	101	18	60	608
1	7	31	10		32	80
2		20	3	4	43	70
3		3	3	4	28	38
4		4		3	30	37
5		4			23	27
6		2		1	15	18
7					22	22
8		1		1	13	15
9		2			6	8
10					7	7
11					4	4
12					2	2
13		1			2	3
14					1	1
39		1				1
計	334	171	117	31	288	941

北蝦夷地東浦の戸数は289戸(2,094人)であるが、親族関係の分析が不可能な1戸(5人)を除く288戸(2,089人)を対象とした。

(図2と同じ史料により作成)。

る。この集落間21例には厚岸場所の居住者を主人とする妻が3人、国後場所<sup>クナシ</sup>の居住者を主人とする妻が2人、根室場所の居住者を主人とする妻が1人の計6例が含まれ、択捉場所以外の地域の居住者を主人とする妻が択捉場所に6人居たことになる。

このように、1800年代初期のアイヌ社会における家の構成員には、大きな地域差があったことがわかる。対象とした5地域は互いに距離が遠く隔たっており、社会構造はそれぞれ大きく異なっていた可能性がある。

## 2) 同居者

同居者は5地域すべてにおいて確認され、5地域全体では35.4%(333/941)の家が最低1人の同居者を含んでいた(表2)。特に北蝦夷地東浦と厚岸場所において同居者を含む事例が多い。

同居者はウタレ<sup>8)</sup>、下男・下女<sup>9)</sup>、厄介などと記されており、北蝦夷地東浦、厚岸場所、静内場所

はウタレ、択捉場所では下男・下女、厄介、高島場所では厄介であった。ただし厚岸場所の史料は記述内容に不備が多いために、親族関係が明記されていない場合には「その他の同居者」と分類したが、実際には戸主の親族である可能性が残されている。

北蝦夷地東浦、静内場所、高島場所においては、同居者はすべて主人と同一家内に同居していた。ただし厚岸場所では主人と同じ家に同居するウタレとその家族は合計206人であり、8人(1集落の2戸に居住するウタレ2人とその家族6人)のみは同一集落内のほかの家の戸主を主人とするものであった。さらに択捉場所では主人と同じ家に同居する下男・下女は7人のみであり、75人(8集落の35戸に居住する下男・下女36人とその家族39人)は、主人と同居していなかった。この75人は、それぞれ同一集落内のほかの家の戸主を主人とする下男・下女とその家族であった。5地域全体でみると、ウタレ、

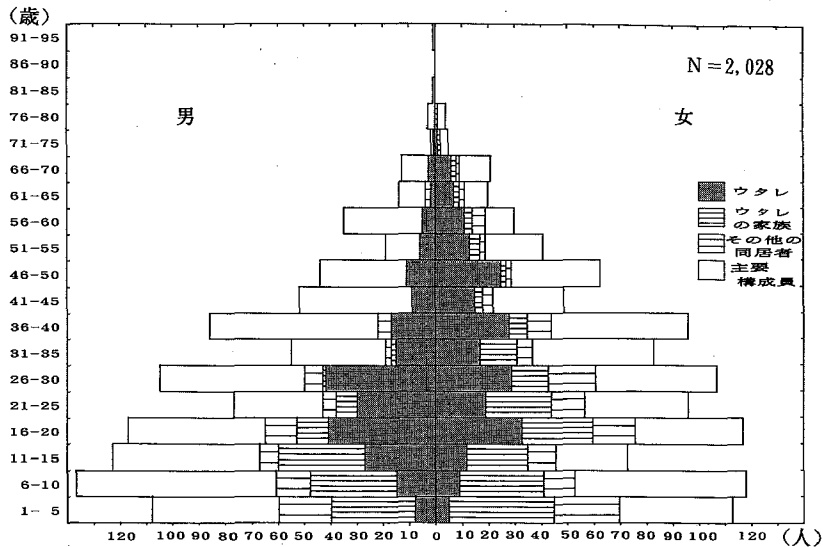


図3 北蝦夷地東浦の性別・年齢階級別にみた家構成員の人数  
北蝦夷地東浦のアイヌ人口は2,094人であるが、性・年齢・同居者の分析可能な2,028人を対象とした。

(「北蝦夷地東西惣人別帳」により作成)。

Fig. 3 Number of household members by sex and age class in the eastern part of southern Sakhalin in 1828

下男・下女、厄介およびその家族などの94.0% (1,303/1,386) は、主人と同じ家に同居していたことになる。

北蝦夷地東浦では、分析不能である1戸を除く288戸を対象とすると、79.2% (228/288) の家がウタレなどの同居者を含んでいた(表2)。これは北蝦夷地東浦では79.2%の家が有力者であったために同居者を含んでいたのであろうか、むしろ有力者でなくとも、普通の人々も同居者を含んでいたと考えられる。北蝦夷地東浦のアイヌ人口2,089人のうち1,019人が同居者であり、人口に占める同居者の割合は48.8%と、他地域と較べて非常に高いことがわかる(表1)。家の構成員数は平均7.2人であり、そのうち同居者数(ウタレを含む)は3.5人である。同居者を含む場合には、同居者数は最低1人、最高14人であり、2人の同居者を含む事例が最も多かった(表2)。

北蝦夷地東浦の場合、5歳ごとの年齢階級による

人口ピラミッドをみると(図3)、ウタレは青壮年の男女に限らず、10歳以下および61歳以上の男女にもみられる。このことはウタレが必ずしも労働力提供者ばかりではなかったことを示唆している。つまり11歳~60歳のウタレは主人に労働力を提供することが可能であったと考えられるが、10歳以下および61歳以上のウタレの中には自活力がなくして他の家に同居した事例や友人・客人として一時的に他の家に同居していた事例などが含まれている可能性がある。またウタレの家族やその他の同居者は、ウタレとは違う存在であったのかどうかは不明であるが、ほとんどの年齢階級の男女で確認される。この場合にも、労働力提供以外の理由による同居者が含まれていた可能性があると考えられる。

### 3) 家構成員の流動性

北蝦夷地東浦のシヨヨマウシ集落の一家の場合(図4)が、1828(文政11)年の北蝦夷地東浦における平均的な姿である。家の主要構成員は、非役職

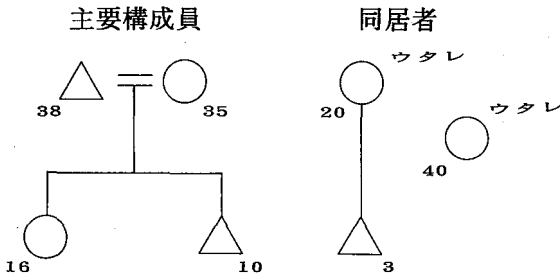


図4 北蝦夷地東浦シヨヨマウシ集落の一家の構成員  
数字は年齢を示す。

△: 男 ○: 女

(「北蝦夷地東西惣人別帳」により作成)。

Fig. 4 Household composition of one household  
in the Shiyoyomaushi settlement, eastern  
part of southern Sakhalin in 1828

者である戸主 (38歳), 戸主の妻 (35歳), その未婚の娘 (16歳) と息子 (10歳) の4人であり, 同居者は, ウタレである女性 (20歳) とその息子 (3歳), および, もう1人の女性のウタレ (40歳) の3人という7人家族である。同居者と家の主要構成員の親族関係は記されておらず, 他人もしくは遠い親族と考えられる。3人の同居者のうち2人は母 (20歳) と息子 (3歳) という親族であるので, この2人はほかの家から一緒に移動してきたと推測され, 一つの単位とみなすことができる。これを同居単位ということにする。もし母と息子が別々の家から移動してきた場合には, 1人ずつ別々の同居単位ということになる。同様に, もう1人の女性の同居者 (40歳) は, 2人 (母子) の同居者とは異なる家から移動してきたと推測され, 一つの同居単位ということになる。つまりこの家の構成員は, 主要構成員のほかに少なくとも二つの同居単位を含み, 主要構成員の分である1単位と合わせて三つの同居単位から構成されていたと考えられる。

1戸の家に含まれる同居単位は最低1単位, 最高10単位である (表3)。分析不能である1戸を除く288戸の家を対象とすると, 複数 (2~10) の同居単位を含む家は78.8% (227/288) となり, 多くの家においてそれぞれ異なる複数の家から移動してき

た同居者を含んでいたことがわかる。1戸の家に含まれる同居単位数は, 平均すると3.0である。1集落当たりの家数は1~15戸, 平均3.6戸であるが, どの戸数規模の集落においても二つ以上の同居単位を含む家が確認される。たとえば, 2戸の家で構成される集落で, 三つ以上の同居単位から構成される家の事例のように, 同居単位数が集落の構成戸数を上回る場合には, 他集落から移動してきた同居者を含む家であった可能性が高いと考えられる。

このように北蝦夷地東浦では, 複数の家から移動してくる人々が同居することによって, 家の構成員は流動的とさえいえるほどに変化していた可能性があると考えられる。この同居という形態をとる家構成員の流動性は, 根室場所の予備流動や高島場所の対処流動 (遠藤 1994, 1996, 1997) とは異なる, いわば第3の流動性である可能性がある。

### 3. 集落の構成員

#### 1) 集落の戸数と人口

集落別戸数・人口が不明である高島場所を除く4地域を対象とすると, 1集落当たりの家数は最低1戸, 最高38戸, 平均6.7戸である。なお, 1戸の家のみで形成される集落の事例は北蝦夷地東浦でみられるが, 他地域では非常に少ない。1集落当たりの平均戸数が最も多いのは択捉場所の13.9戸, 最も少ないのは北蝦夷地東浦の3.6戸である。1集落当たりの人口をみると, 最低3人, 最高145人, 平均33.5人である。1集落当たりの平均人口が最も多いのは厚岸場所の51.2人, 最も少ないのは北蝦夷地東浦の26.2人である (図2)。

このような地域差が生じる背景には, 自然条件と社会構造の違いがあると考えられる。すなわち, 集落の人口が少ない北蝦夷地東浦では, 生活に必要な天然資源量の分布が分散的であり組織的な活動を行う有力者が少ない。一方で集落の人口が多い厚岸では, 厚岸湾周辺に集中的に天然資源が分布し



表3 北蝦夷地東浦の集落戸数別・同居単位数別にみた家数

Table 3 Number of households composing settlements and number of lodgement units per household in the eastern part of southern Sakhalin in 1828

	集落の戸数 (戸)															計 (戸) (%)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	2	10	5	12	9	12	2		1		6				2	61 (21.2)
同居 単 位	2	3	9	13	11	11	4	4	3	1	4			3	66	227 (78.8)
	3	3	9	8	12	10	6	5	1	4	3			3	64	
	4	2	6	9	4	6	7	1	1	3	7			2	48	
	5	1	3	2	2	2	5	1	1	2	3			1	23	
	6		1	1	5	1	1	1			1			1	12	
	7			1	1	1	1		1					1	6	
	8	2	1		1									2	6	
	9		1												1	
	10	1													1	
	計	14	40	39	48	40	36	14	—	8	10	—	24	—	15	

北蝦夷地東浦の戸数は289戸(2,094人)であるが、親族関係の分析が不可能な1戸(5人)を除く288戸(2,089人)を対象とした。

(「北蝦夷地東西惣人別帳」により作成)。

有力者が人々を組織的活動に動員させ、各地に従属者を擁している。社会構造としては、①主人一別居従属者、②主人一同居者、という二つの違いが影響していると考えられる。厚岸場所では①主人一別居従属者の型であり、少数の有力者へ労働力を提供したり身分的に従属する人々が各地に居住する。北蝦夷地東浦では②主人一同居者の型であるが、この同居者の中には生活に困窮しての同居、友人・客人としての同居など、労働力提供や身分的従属ではない人々が含まれている。

1800(寛政12)年の択捉場所における集落数は24であり、すべてが海岸に立地していた(図5-a)。集落別人口の最高はシベトル集落の110人、最低はアリムイ集落の6人であり、1集落当たりの平均人口は47人である。択捉場所と同様、厚岸場所(図5-b)と北蝦夷地東浦(図5-d)においても集落は海岸に立地する事例が多かった。一方、1812(文化9)年の静内場所においては、集落は主にシビチャリ川流域と海岸に立地していた(図5-c)。静内場所の集落数は17であり、集落別人口の最高はシビ

チャリ集落の145人、最低はマウタシャフ集落の7人、1集落当たりの平均人口は33.5人である。

このようにアイヌの集落が海岸や河川流域に分布していたことは、アイヌの生業と関連するところが大きいと考えられる。択捉場所、厚岸場所、北蝦夷地東浦においてアイヌの集落が海岸に多く立地していたのは、牡蠣や獺虎などの海棲動植物をアイヌが利用していたためであると考えられる。文化年間の厚岸場所では、厚岸湾の豊富な牡蠣がアイヌの食糧として利用されており(足利1968)、択捉場所周辺では古くからアイヌによって獺虎が捕獲されていた(児島1999, 2001)。一方、静内場所においては海岸のみでなく河川流域にもアイヌの集落が多く立地していたのは、<sup>カキ</sup>鮭科魚類がアイヌにとって重要な食糧資源であったためであると考えられる。毎年のように川を遡上する鮭科魚類は、大量に漁獲できる上に保存食糧ともなるので、アイヌやアイヌイトなどの北太平洋沿岸地域の先住民の生活の基盤を支えてきた(Watanabe 1968, 1972; 渡辺1972; 松井1985, 1987; 遠藤1997)。

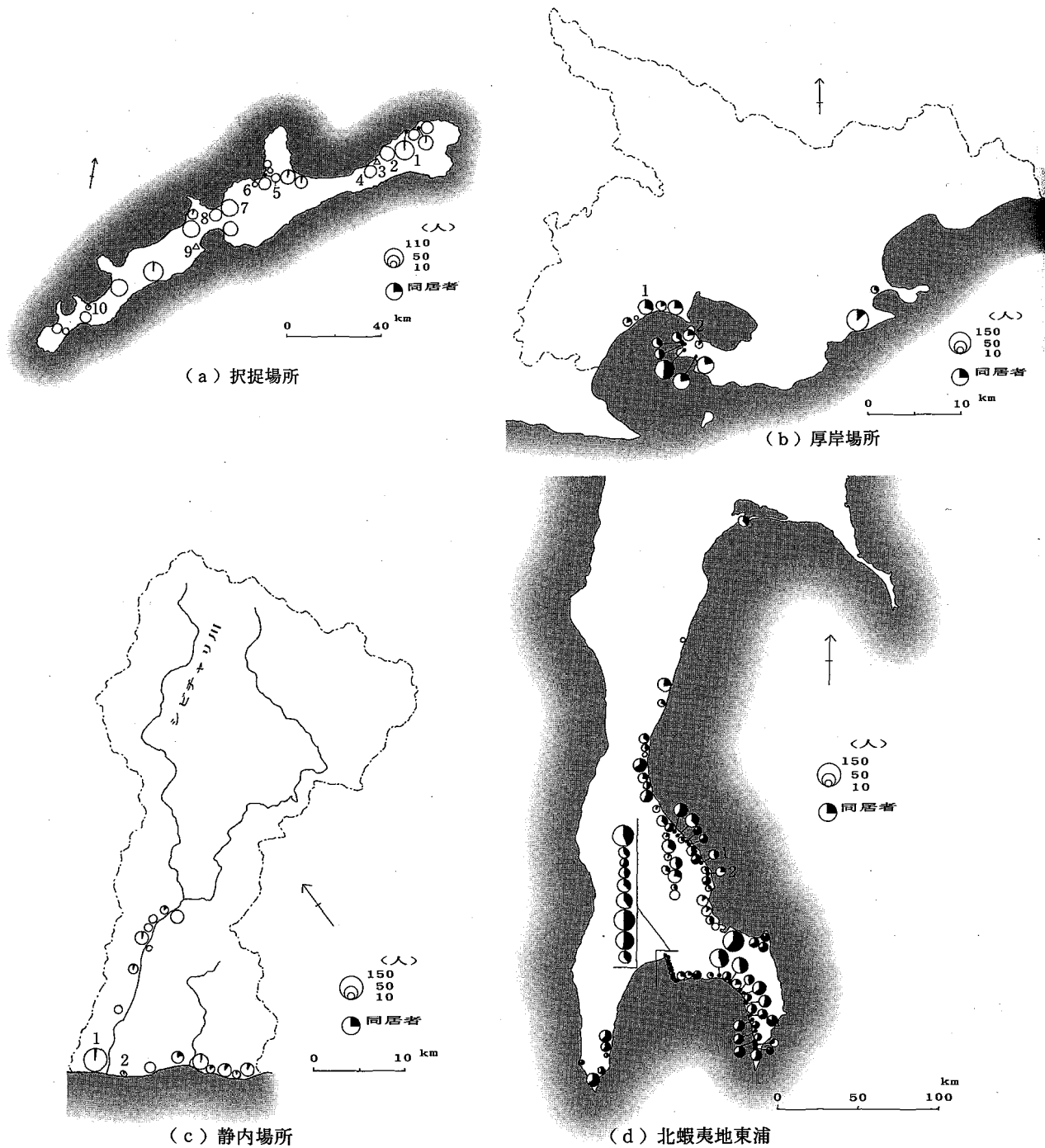


図5 集落の人口と同居者数

(a) 択捉場所 1: シベトル, 2: マクヨマイ, 3: オトイマウシ, 4: トウロ, 5: アンオンコタン, 6: アリムイ, 7: ルベツ, 8: ラウシ, 9: オンネベツ, 10: ママイ △: 1800 (寛政12)年当時には存在しなかったが1811 (文化8)年までに成立した集落を示す。

(b) 厚岸場所 1: シュマシベ, 2: ノチイト (ノテト) (c) 静内場所 1: シビチャリ, 2: マウタシャフ

(d) 北蝦夷地東浦 1: ショウンナエ, 2: シヨヨマウシ

(表4と同じ史料により作成。地名の位置については「東西蝦夷山川地理取調図」、「北蝦夷山川地理取調図」、「柯太地図」、「北延叙地図」などを用いた)。

Fig. 5 Number of inhabitants and lodgers who moved in from other households, by settlement in four districts in the early 1800s

## 2) 家と家の親族関係

集落を構成する家相互の親族関係を必ずしも明確にすることはできないが、断片的には次のような事例がある。厚岸場所のノチイト集落は8戸(37人)の家で構成されるが、乙名を務める役職者の家1戸(7人、うち同居者5人)とその3人の息子がそれぞれ戸主となる家3戸(11人)が含まれ、残りの4戸との親族関係は不明である。同様に、厚岸場所のシュマシベ集落は14戸(67人、うち同居者21人)の家で構成されるが、4戸、3戸、3戸、2戸はそれぞれ兄弟関係が確認される。このように同一集落内において、すべての家ではないものの複数の家と家が親子・兄弟姉妹関係で結び付いている事例が多い。一方、択捉場所のアンオンコタン集落は7戸(20人)の家で構成されるが、土産取を務める役職者の家1戸(5人)とその下男・下女をそれぞれ戸主とする家6戸(15人)という主人一下男・下女という社会関係の集落である。同様に択捉場所のトウロ集落は15戸(48人)の家で構成されるが、役職者の家1戸(14人)とその下男を戸主とする家2戸(5人)、役職者の家1戸(6人)とその下男を戸主とする家4戸(8人)はそれぞれ主人一下男の関係であり、残りの7戸の家との関係は不明である。このように、同一集落内におけるほかの家の下男・下女などが戸主となっているような事例がある。同一集落内に下男・下女という非親族もしくは遠い親族の家が含まれている事例ということになる。

このように1800年代初期のアイヌ社会における集落では、親子・兄弟姉妹関係という比較的に近い親族関係にある複数の家が含まれる事例や下男・下女などの非親族もしくは遠い親族の家が含まれる事例があったと考えられる。

### III 命名規則の空間的適用範囲

#### 1. 同一家内における同名事例

対象とした家は5地域全体で942戸であるが、同

じ家の中に同名事例は1例もなかった。ただし、北蝦夷地東浦のシウンナエ集落の1家において、戸主の女房(30歳)と同じ名が同じ家の女兒(6歳)にも記されている。「北蝦夷地東西惣人別帳」に記された内容は次の通りである。ただし便宜上、名前はアルファベットで示し、無名(名前が記されていない)の場合は一とした。

男	a	35歳
女房	b	30歳
ウタレ男	c	55歳
女房	d	38歳
娘	—	12歳
弟	—	10歳
妹	—	7歳
	b	6歳
妹	—	3歳

≒9人(男3人、女6人)

「男3人、女6人」とあることから、6歳のbは女兒と考えられる。6歳の女兒bがウタレ夫婦(夫cと妻d)の娘であると仮定すると、女兒bのみが名前を持ち姉2人と兄1人がより年長でありながらも無名であるのは不自然である。「b 6歳」とあるが、「b 娘 6歳」となるべき「娘」という文字が欠落したものと考えられる。「b 娘 6歳」は「戸主の女房(b)の娘 6歳」の意味である。つまり女兒bはa家に同居しているウタレ夫婦(夫cと妻d)の娘ではなく、戸主夫婦(夫aと妻b)の娘でありまだ無名と考えられる<sup>10)</sup>。

したがって、対象とした5地域においては、同じ家の中には同名事例は1例もなかったことになる。たとえこの北蝦夷地東浦の1事例を同名事例とみなしたとしても、総戸数に占める同名事例数の割合は0.1% (1/942)、総人口に占める同名事例数の割合は0.02% (1/4,745)と非常に低い値である。つまり同じ家の中で暮らす人々の中には、婚姻によって他の家から移動してきた人や同居というかたちで他

表4 同一集落内における同名事例数

Table 4 Number of cases in which at least two persons had the same names, and number of persons who contravened the name-giving prohibition within the same settlement, in the five districts in the early 1800s

地域	択捉場所	厚岸場所	静内場所	北蝦夷地東浦	合計
同名事例数 (a)	1	0	0	0	1
規則不適用者数 (b) (人)	1	0	0	0	1
人口 (p) (人)	1,129	763	569	2,094	4,555
同名率 (a/p%)	0.09	0	0	0	0.02
規則不適用者率 (b/p%)	0.09	0	0	0	0.02

北蝦夷地東浦の人口は表1とは一致しない。表1では親族関係の分析が不可能な5人を除く2,089人を対象としたためである。

(「憲登呂府村々人別帳」、「東蝦夷地厚氣志蝦夷人別」、「志津内場所蝦夷家数人別帳」、「北蝦夷地東西惣人別帳」により作成)。

の家から移動してきた人が含まれるにもかかわらず、命名規則が存在しきわめてよく遵守されていたと考えられる<sup>11)</sup>。

特に北蝦夷地東浦においては、非親族（もしくは遠い親族）の家間移動によって家の構成員は流動的に変化していた可能性がある。それにもかかわらず、同居者を含む場合にも同一家内に同名事例は1例もなかった。他の家に同居することになった人々はその家の主要構成員にとっては非親族（もしくは遠い親族）であったと考えられる。命名規則は非親族（もしくは遠い親族）にも適用されていたことになる。これは命名規則適用範囲が親族という社会的関係ではなく、家という空間に存在していたことを意味すると考えられる。

## 2. 同一集落内における同名事例

### 1) 同一集落内における同名事例

個人名の同名事例が同一集落内の中にどれだけあったかをみると（表4）、択捉場所で1例の同名事例が確認された。人口に占める同名事例数の割合は、0.09%であった。厚岸場所、静内場所、北蝦夷地東浦では、同名事例は1例も存在しなかった。このように集落という空間的範囲の中には、同時居住者との同名事例はほとんど生じていなかった。つまり、

「近所に生きている人々と同じ名前を付けない」という個人名の命名規則は、1800年代初期においては集落という空間的範囲でも存在し、よく遵守されていたと判断される。同一集落内における家と家は、親子・兄弟姉妹という親族関係で結ばれている場合もあったが、下男・下女という非親族（もしくは遠い親族）が居住する場合もあった。それにもかかわらず、同一集落内に同名事例がほとんどなかったということは、命名規則適用範囲が親族という社会的関係ではなく、集落という空間に存在していたことを意味すると考えられる。これは命名規則適用範囲が家という空間に存在していたように、家の延長として集落が認識され、適用範囲が設けられていたことを意味すると考えられる。

### 2) 家の集落間移動と同名事例

1811（文化8）年の「東蝦夷地エトロフ島大概書」によれば、択捉場所では家の集落間移動によって1800～1811（寛政12～文化8）年間に集落分布が変化していたことがわかる。この変化の中で史料上、居住者名を確認し得る集落間移動は、オネベツ集落からルベツ集落へ12戸（49人）が移動し、トウロ集落とマクヨマイ集落からオトイマウシ集落へ全戸が移動したこと、ママイ集落からアリムイ集落へ全戸が移動したこと、およびラウシ集落の3戸

表5 同一地域内における同名事例数

Table 5 Number of cases in which at least two persons had the same names, and number of persons who contravened the name-giving prohibition, within the same district in the five districts in the early 1800s

地 域	択捉場所	厚岸場所	静内場所	高島場所	北蝦夷地東浦	合計
同名事例数 (a)	11	2	2	3	10	28
規則不適用者数 (b) (人)	12	2	2	3	10	29
人口 (p) (人)	1,129	763	569	190	2,094	4,745
同名率 (a/p%)	1.0	0.3	0.4	1.6	0.5	0.6
規則不適用者率 (b/p%)	1.1	0.3	0.4	1.6	0.5	0.6

北蝦夷地東浦の人口は表1とは一致しない。表1では親族関係の分析が不可能な5人を除く2,089人を対象としたためである。

(図2と同じ史料により作成)。

(11人)が冬と春の間はルベツ集落へ移動していることである。居住者名が判明するのは1800~1801(寛政12~享和元)年のみであるので、便宜上、2集落(オンネベツ集落、ルベツ集落)内、3集落(トウロ集落、マクヨマイ集落、オトイマウシ集落)内、2集落(ママイ集落、アリムイ集落)内においてそれぞれ居住者名の照合を行った。その結果、ルベツ集落内において1例の同名事例が生じていた。これはルベツ集落の女兒(2歳)とラウシ集落の女兒(2歳)の和名の同名事例であり、1800~1801(寛政12~享和元)年当時には別々の集落の居住者であったが、ラウシ集落の居住者が漁期中のみ同集落に居住し冬春は季節的移動によりルベツ集落に居住するので、季節的な同一集落内の同名事例といえる。この同名事例は1800~1801(寛政12~享和元)年当時にも生じていた可能性がある。とはいえ、やはり命名規則は集落という空間的範囲では存在し、よく遵守されていたと判断される。

### 3) 郷村の制と同名事例

択捉場所では近藤重蔵によって郷村の制が実施された(村尾1905)。1801(享和元)年の「恵登呂府志」に記された郷村名をエトロフ島の地名と照合すると、海岸線に沿って近接する数カ村をまとめて一つの郷とするものであったことがわかる。「恵登呂府志」にはオホーツク海側のエトロフ島北西海岸に

立地する集落については、六つの郷名とそれぞれの下部単位としての村名が記されている。しかし太平洋側のエトロフ島南東海岸に立地する集落については、東海辺とのみあり必ずしも郷名としては記されていない。これを四つの村(集落)を含む東海辺郷とみなすことにすると、択捉場所には七つの郷が設定されたことになる。

そこで郷の単位ごとに居住者名を照合した結果、同一郷内の同名事例は1800(寛政12)年には瑠別郷で和名の同名1例、東海辺郷でアイヌ名の同名1例の計2例、1801(享和元)年には斜那郷で和名の同名1例、瑠別郷で和名の同名1例、東海辺郷<sup>12)</sup>でアイヌ名の同名1例と和名の同名1例の計4例であった。

### 3. 同一地域内における同名事例

次に、数集落あるいは多数の集落を含む場所といわれたより広い地域を対象として同名事例の分析を行った。対象とした5地域の人口は、最低190人(高島場所)、最高2,094人(北蝦夷地東浦)である。択捉場所全体では、11例の同名事例が確認された。人口に占める同名事例数の割合は、1.0%(11/1,129)と低い値である。同様にして人口に占める同名事例数の割合は、厚岸場所では0.3%、静内場所では0.4%、高島場所では1.6%、北蝦夷地東浦

では0.5%である(表5)。同名事例には、2人のみと同じ名前である場合だけでなく、3人以上の人がすべて同じ名前を持つ場合もある。つまり同名事例は1例であっても、同じ名前を持つ同名者数は2人とは限らず3人以上である場合がある。そこで、同名者数の人口に占める割合をみても、どの地域の値も低かった。

北蝦夷地東浦は、対象地域の中で人口が最も多く同居者数も多かった。しかも空間的範囲が最も広く、集落間の距離は400 km以上に及ぶ場合さえあり、多数の同居者を含みながらも、同名率は非常に低かった。北蝦夷地東浦においては多くの家が同居者を含み、この同居者の中には他集落からの移動者も含まれていた可能性がある。それは必ずしも近接した集落からだけではなく、遠隔地の集落から移動してきて同居した事例が含まれている可能性さえあると考えられる。このような集落間における人の空間的移動によって、名前に関する情報も交換されていたことが推測される。一方、人口および空間的範囲が最も小さい高島場所の同名率が最も高かった。これは高島場所周辺地域は和人の進出が比較的早くから進み(高島尋常高等小学校 1941; 小樽市史編纂委員会 1958; 長谷川 1987)、アイヌの文化が変容しつつあったためである可能性が考えられる。

しかし、どの地域の同名率も低く、「近所に生きている人と同じ名前を付けない」という命名規則は、1800年代初期において、集落のみではなく場所という広い地域的範囲にまで及んでおり、多数の同居者を含みながらも、よく遵守されていたと考えられる。これは家、集落という空間が命名規則の適用範囲として存在していたように、家、集落の延長として場所が認識され、適用範囲が設けられていたことを意味すると考えられる。場所という地域的単位が、まとまりのあるアイヌの地域社会であると理解されてきた(新北海道史編纂委員会 1981; 角川日本地名大辞典編纂委員会 1987) ことと符号する。

#### IV 場所を超えた社会的関係と同名事例

##### 1. 厚岸一択捉場所の社会的関係と同名事例

17世紀末～19世紀初頭の千島列島の住民は、交易を通じて北海道やカムチャッカ半島の人々と結び付いていた(菊池 1990; 榎森 1992; 菊池 1999b; 児島 1999, 2001)。厚岸場所の有力アイヌのイコトイは、多数のウタレなどの人々を使って獵虎や鷺などを捕獲していたが、その活動範囲は遠くクナシリ島、エトロフ島さらに遠方のウルップ島、ラショウ島にも及ぶものであり<sup>13)</sup>、18世紀後期にエトロフ島はイコトイの影響下にあった(岩崎 1994; 川上 1995, 1996; 菊池 1999b)。1800(寛政12)年頃のエトロフ島の状況を伝える「恵登呂府志」(北海道立文書館蔵)には、産物として魚類や熊膽、熊皮などのほかに獵虎皮や鷺羽が記され、古くからエトロフ島のアイヌが毎年ウルップ島周辺で獵虎をしてきたことが記されている。イコトイおよびそのウタレなどの名前は、1803(享和3)年の「東蝦夷地厚氣志蝦夷人別」に確認され、イコトイのウタレが厚岸場所のみではなくエトロフ島にも居たことが1800(寛政12)年の「恵登呂府村々人別帳」に確認される。

1800(寛政12)年4月23日にクナシリ島でイコトイ一行60名の名前が、「恵登呂府会所日記」(東京大学史料編纂所蔵「近藤重蔵文書」所収)に記されている。その一行60名の中にはイコトイとその妻やウタレとなっている厚岸場所のアイヌ(20名)、択捉場所のアイヌ(6名)<sup>14)</sup>が含まれ(岩崎 1998)、60名のうち少なくとも31名(厚岸場所のアイヌ13名、択捉場所のアイヌ3名を含む)がそのときエトロフ島へ渡ろうとしていた。このようにイコトイ一行は厚岸場所や択捉場所からすでにクナシリ島へ移動しており、その一部はさらにエトロフ島へ移動しようとしていた。またイコトイはエトロフ島の有力アイヌの婿でもあったように、厚岸場所のアイヌと

択捉場所のアイヌの間には婚姻関係もみられた(岩崎 1998; 菊池 1999b)。そこで、イコトイ一行60名のアイヌ名を照合した結果、60名の中に同名事例は1例もなかった。

必ずしも同一年次ではなく、しかも遠隔地域間ではあるが、1800(寛政12)年の択捉場所と1803(享和3)年の厚岸場所とで居住者名の照合を行った。その結果、択捉場所の居住者と厚岸場所の居住者間に、同名事例として3例が確認された。いずれもアイヌ名であり、3例ともそれぞれ2人ずつが同名であるという事例であった。厚岸場所のアイヌ人口を対象とすると同名率は0.4%(3/763)であり、択捉場所のアイヌ人口を対象とすると同名率0.3%(3/1,129)と非常に低い値であった。以上のことから、択捉場所と厚岸場所という遠隔地間においても「近所に生きている人と同じ名前は付けない」という命名規則が適用されていた可能性がある。

「寛政蝦夷乱取調日記」,「寛政蝦夷乱取調日記上・中・下」,「東蝦夷騒擾一件取斗始末」,「寛政元年西五月東蝦夷くなしり嶋騒動取鎮書付」,「寛政元年西閏六月クナシリ嶋夷騒動届書記」には、1789(寛政元)年のクナシリ・メナシの戦いの詳細な経緯が記されている(川上 1999)。「寛政蝦夷乱取調日記」などの史料において「徒黨の者」とされた国後場所の41名、自梨場所の90名(うち1名は途中で逃亡)のアイヌ名が記され、この131名のほかに戦いの顛末について事情聴取を受けた者2名(徒黨の者とされた131名を除く)、乙名5名(国後場所2名、目梨場所2名、厚岸場所1名)の名前が記されている。この合計138名のアイヌ名を対象として名前を照合した結果、同名事例は1例もなかった。分析対象は1789(寛政元)年の国後場所と目梨場所の居住者の一部ではあるが、同一場所内だけでなく両場所を含む地域内において同時居住者間に命名規則が存在していた可能性が高い。

## 2. 5地域間の同名事例と命名規則の空間的適用範囲

オホーツク海に面した環オホーツク海沿岸地域では、近世以前から交易が行われていたことが知られており(菊池 1995)、1792(寛政4)年に根室に來航したラクスマンの航海日誌に、根室半島のアイヌが樺太のアイヌから買ったというロシアのループル銀貨を所持していたことが記されている(川上 1996)。1800年代初期に北蝦夷地東浦と択捉場所との間で、たとえ間接的にはあっても交易が行われていた可能性は十分にあると考えられる。また、近世において中国産の物資がアムール川や樺太を経て、アイヌを介して松前藩の和人のもとにまで達しており(高倉 1939; 洞 1956; 新北海道史編纂委員会 1970; 佐々木 1996, 1999; 中村 1998)、1800年代初期における北蝦夷地東浦と高島場所の交易の可能性もあると考えられる。そこで、対象とした5地域の各史料は必ずしも同一年次ではなく、それぞれかなり遠く隔たった地域ではあるが、5地域間で居住者名の照合を行った。その結果、いずれの地域間においても同名事例は非常に少なく、同名率も非常に低いことがわかった(表6)。

1800(寛政12)年の択捉場所は1803(享和3)年の厚岸場所とは年次が近いものの、1812(文化9)年の静内場所とは12年間の違いがあり、1822(文政5)年の高島場所とは22年間、1828(文政11)年の北蝦夷地東浦とは28年間もの違いがある。この28年間の5地域間には同時居住者だけでなく、死亡者や出生者も含まれ、出生後初めての命名やアイヌ名の改名も生じていたものと考えられる。つまり、1800年代初期においては、同時居住者に対しても死亡者に対しても命名規則の空間的適用範囲は、蝦夷地といわれた今日の北海道、千島、樺太にまで及んでいた可能性がある。同様に、1789(寛政元)年のクナシリ・メナシの戦いにおいて主犯として死罪となった37名のアイヌ名が「寛政蝦夷乱取調日

表6 5地域間の同名事例数と同名率

Table 6 Number of cases in which at least two persons had the same names, and number of persons who contravened the name-giving prohibition, within the five district in the early 1800s

(a) 同名事例数

地域	択捉場所	厚岸場所	静内場所	高島場所	北蝦夷地東浦	合計
択捉場所	11 (8)	3	3 (1)	1 (1)	4 (3)	22 (13)
厚岸場所	3	2	3	0	5	13
静内場所	3 (1)	3	2	1	1	10 (1)
高島場所	1 (1)	0	1	3	2	7 (1)
北蝦夷地東浦	4 (3)	5	1	2	10	22 (3)
合計	22 (13)	13	10 (1)	7 (1)	22 (3)	74 (18)

( ) 内の数字は同名事例数のうち和名の事例数。

(b) 同名率 (%)

地域	択捉場所	厚岸場所	静内場所	高島場所	北蝦夷地東浦
択捉場所	1.0 (0.7)	0.3	0.3 (0.1)	0.1 (0.1)	0.4 (0.3)
厚岸場所	0.4	0.3	0.4	0.0	0.7
静内場所	0.5 (0.2)	0.5	0.4	0.2	0.2
高島場所	0.5 (0.5)	0.0	0.5	1.6	1.1
北蝦夷地東浦	0.2 (0.1)	0.2	0.0	0.1	0.5

( ) 内の数字は同名率のうち和名の同名率。

同名率 (%) = 100 × 同名事例数 / タテ (縦) 軸の各地域のアイヌ人。

たとえば択捉場所—厚岸場所間の同名事例数は3例であるが、択捉場所の人口に着目した同名率は0.3%、厚岸場所の人口に着目した同名率は0.4%である。

(図2と同じ史料により作成)。

記」などに記されている。この1789(寛政元)年に死亡した37名の名前を対象とした5地域の人々の名前と照合した結果も、同名事例は択捉場所や厚岸場所だけでなく5地域全域において1例もなかったことが確認された。

このように対象とした5地域間には交易や文化的交流が生じていた可能性があり、ウタレなどの社会的関係や婚姻などの関係さえ生じていた可能性がある。しかし、命名規則は社会的な立場の違いを超えて機能しており、少なくとも居住者名と死亡者名に関する情報は相互に交換されていた可能性がある。家、集落、場所という空間が命名規則の適用範囲として存在していたように、家、集落、場所の延長として蝦夷地(もしくはアイヌの人々)が認識され、適用範囲となっていた可能性があると考えられる。つまり、命名規則という文化をアイヌの人々が集団

として維持するために、一人ひとりが唯一無二の名前を持つ個としての存在をお互いが認めていた可能性があり、1800年代初期の蝦夷地においては、アイヌ民族をアイヌ自ら認識していた可能性がある。

## V 結 論

本研究の目的は、1800年代初期のアイヌの社会構造を明らかにし、命名規則の存在を確かめ、その空間的適用範囲を明らかにすることであった。分析の結果、次のことが明らかとなった。

(1) 研究対象地域は1800(寛政12)年の択捉場所、1803(享和3)年の厚岸場所、1812(文化9)年の静内場所、1822(文政5)年の高島場所、1828(文政11)年の北蝦夷地東浦の5地域である。1戸当たりの家の構成員数は平均5.0人であり、最高は北蝦夷地東浦の7.2人、最低は択捉場所の3.4人で



あった。家の構成員は主要構成員と同居者に2分される。主要構成員は戸主、戸主の配偶者、戸主の息子・娘から構成されることが多い。同居者は他の家から移動してきたと考えられる。1集落当たりの居住者数は平均33.5人、最低は北蝦夷地東浦の26.2人、最高は厚岸場所の51.2人である。

(2) 主人に従属するウタレ、下男・下女、厄介などその家族は1,386人確認され、その94.0% (1,303/1,386) は主人と同じ家に同居していた。同居者は5地域すべてにおいて確認され、5地域全体では35.4% (333/941) の家が最低1人の同居者を含んでいた。特に北蝦夷地東浦では人口の48.8%が同居者であり、79.2% (228/288) の家が同居者を含んでいた。1戸の家当たりの同居者数は最低1人、最高14人、平均4.5人であった。このような4~5人の同居者はお互いに近い親族ではなかったため、複数の家からそれぞれ別々に移動してきて同居したものと考えられる。

(3) 5地域全体でみると、非親族である同居者を含んでいるにもかかわらず、同一家内には同名事例は1例もなかった。同一集落内における同名率(同一集落内の同時居住者との同名者数/人口)も0~0.09%と低い値であった。場所という地域的範囲においても同名率(同一場所内の同時居住者との同名者数/人口)は0.3~1.6%と低い値であった。このように「近所に生きている人と同じ名前を付けない」という同時居住者の場合の命名規則は、1800年代初期のアイヌ社会において存在していた。命名規則の空間的適用範囲は家、集落のみならず場所という地域的範囲にまで及んでいた。

(4) 対象とした5地域は互いにかかなり離れて位置しており、対象年次も3~28年間の違いがあった。それにもかかわらず、5地域間で居住者名を照合すると、同名率は0~1.6%と低い値であった。つまり「近所に生きている人やすでに死亡した人と同じ名前を付けない」という命名規則は5地域全体にも

適用され、少なくとも名前に関する情報交換が行われていたと推測される。さらに5地域の分布状況から判断して、アイヌの居住地域全体において命名規則が存在し、名前に関する情報交換が行われていた可能性がある。

北蝦夷地東浦における同居者がほかの複数の家から別々に移動してきたかどうかについては、新たな史料が見つければ分析は可能である。しかし、社会構造の詳細や地域差の原因、アイヌ名の情報交換の具体像などは今後の課題である。特に情報交換の具体像という無文字社会の詳細な歴史を復元するためには、史料の分析という方法のみでは限界があり、現地調査に基づく観察例などを参考にするという方法などの併用が必要となる。中国北東部の大興安嶺周辺で生活していた狩猟採集民オロチョンが、果てしない樹海の中に分散していても連絡が保たれ、誰が何処にいるかをお互いに知り合っていたという報告(森下1952)などが参考になるとと思われる。

本稿の骨子は、1998年9月日本地理学会秋季学術大会、2001年3月日本地理学会春季学術大会、2002年3月日本地理学会春季学術大会において発表した。本稿を投稿後の修正過程において平成15年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))、課題番号:15520492、研究代表者:遠藤匡俊、研究課題:近世のアイヌ文化に関する歴史地理学的研究)を用いた。

(投稿 2003年5月9日)

(受理 2003年10月18日)

#### 注

- 1) 蝦夷地における場所という地域的単位は、もともとまとまりのあるおのおのアイヌの地域社会に基づくものと理解されている(新北海道史編纂委員会1981;角川日本地名大辞典編纂委員会1987)。
- 2) 1800年代初期のアイヌのような無文字社会の歴史を詳細に復元することは難しい。アイヌ研究において社会構造というとき、本州以南の近世村落共同体に関する研究で意味する社会構造と同じような分析を行うことは、史料上の制約からほとんど不可能に近いと考えられる。
- 3) 「恵登呂府村々人別帳」の原本は「近藤重藏文書」(東京大学史料編纂所蔵)に含まれている。この文書の内容

は活字化され『大日本近世史料 近藤重蔵蝦夷地關係史料 二』(東京大學史料編纂所 1986)がよく用いられている。両者の内容を照合すると少し異なる部分が確認された。本研究では原本に従った。

- 4) アイヌ語には音韻として5種の母音, 12種の子韻が知られ, 無声音と有声音の区別はなく, サ (s) 行音とシャ (sh) 行音の区別もない(知里 1956)。同名であるかどうかの判断においては, 無声音と有声音の区別はせず, サ (s) 行音とシャ (sh) 行音の区別もしなかった。
- 5) 家族とは, 最小かつ第一義的な社会集団で, 人類のあらゆる社会における普遍的な制度であり, 通常血縁, 食事, 住居, 経済の四つの要素の統合体としてとらえられている(中根 1970)。この家族が本研究で用いる家という用語に相当するが, 家の構成員が頻繁に変化することがあるために, 通常の家族や伝統的な日本のいえ(家)とは異なる。史料に父母, 兄弟姉妹などと記された場合に, それは必ずしも生物学的な血縁関係のみを意味するものではなく, 養子や後妻なども含む。たとえ生物学的には他人に近くても, その社会で認知されている関係という意味の社会的な血縁関係を意味するものとする(遠藤 1997)。
- 6) 通常は役職者の人数は少ないので, どの地域においても人口の70%以上は非役職者の家の構成員である。ただし高島場所では役職者の家の構成員が77.9%と多く, 役職者の家で同居人が多くなっている。これは高島場所では例外的に役職者の人数が多く, 役職者の家の戸数が非役職者の家の戸数よりも多いためである。
- 7) 厚岸場所のイコトイ(イコトエ)家では11人の主要構成員のほかに39人の同居者(ウタレ35人, そのほかの同居者4人)がいた可能性がある。イコトイは厚岸場所の総乙名あるいは乙名として知られるが, 1803(享和3)年当時には非役職者であった。この50人が一つの同じ家屋に同居していたとは考えにくい, 同居したものとして扱った。
- 8) ウタレとは, 「トモガラ, 部下, 配下, 家内, 家族, 妻子」(山邊・金田—1913), 「人, 朋友, 人民」(Batchelor 1926), 「自活力のない者や捕虜, 浮浪者などが他の家に同居したもの」(羽原 1937; 高倉 1940), あるいは「仲間, 家来」(東京大學史料編纂所 1989), 「従僕」(佐々木 1981), 「親類の同居人」(秋葉 1982), 「非親族」(海保 1992), 「親類, 一族」(中川 1995)などと理解されてきている。岩崎(1994)によってウタレを率いる有力アイヌの存在が17世紀前半には確認され, 18世紀末~19世紀初頭には有力アイヌがウタレを労働力として多角的な生産活動を行っていたことが示されている。
- 9) 1800(寛政12)年の択捉場所の下男・下女は, ウタレのことであるという考察がなされている(岩崎 1994)。
- 10) 戸主夫婦の子は「b 6歳」と「妹—3歳」の2人で

あり, ウタレ夫婦の子は「娘—12歳」, 「弟—10歳」, 「妹—7歳」の3人と考えられる。

- 11) 近世の日本における商家では当主が同じ名前を踏襲することはよくみられた。またアメリカ合衆国においても「米国では二男や三男が父親と同じ名前になることは決して珍しいことではない」という(ガースナー 2002)。このように, 他の人と同じ名を付けないという命名規則は, アイヌ民族に固有のものであった可能性がある。
- 12) 東海辺郷については「読み」が記されておらず, どのように発音する郷であったのかは不明である。ほかの郷はももとのアイヌ語地名に漢字を当てはめたと考えられるのに対し, 東海辺郷は和人によって新たに命名された日本語の地名であった可能性がある。
- 13) イコトイの先祖はカムチャッカで猟業しており, イコトイの親族はウシシリ(ウシシル)島あたりまで居たという(川上 1995, 1996)。
- 14) 1800(寛政12)年の「恵登呂府会所日記」に記されたイコトイ一行60名のアイヌ名を, 1803(享和3)年の「東蝦夷地厚氣志蝦夷人別」および1800(寛政12)年の「恵登呂府村々人別帳」に記されたアイヌ名とで照合して求めた。アイヌ名の照合にあたっては岩崎(1998)の結果を参考にした。60名の中で26名(厚岸場所20名, 択捉場所6名)についてのみ出身地が択捉場所か厚岸場所であるかがわかった。ただし択捉場所6名のうち3名については「東蝦夷地厚氣志蝦夷人別」にそれぞれ[女, 男, 妾(45歳)]とあるのを「恵登呂府会所日記」では[男夷, 女夷, 女夷子供]と区分されており必ずしも一致しない。残る34名の出身地は根室場所, 国後場所周辺と推測される。なお, 岩崎(1998)は厚岸場所21名, 択捉場所4名としている。

## 文 献

- 秋葉 実 1982. 解説稿はんれい。松浦武四郎著・高倉新一郎校訂・秋葉 実解説『丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌 上』49-50. 北海道出版企画センター。
- 足利健亮 1968. 東蝦夷地における和人と蝦夷の居住地移動。人文地理 20: 33-65。
- 岩崎奈緒子 1994. 前近代アイヌ社会の構造——19世紀初頭のアッケシ, エトロフ地域を中心に。日本史研究 383: 1-29。
- 岩崎奈緒子 1998. 『日本近世のアイヌ社会』校倉書房。
- 榎森 進 1992. 蝦夷地をめぐる北方の交流。丸山雍成編『日本の近世 6 情報と交通』371-412. 中央公論社。
- 榎森 進 1999. シャクシャインの戦い。白い国の詩 515: 4-13。
- 遠藤匡俊 1994. 人口減少期の高島アイヌにおける家構成員の流動性のメカニズム——天保5(1834)~明治4(1871)年。地理学評論 67A: 79-100。

- 遠藤匡俊 1996. 根室アイヌにおける家構成員の流動性のメカニズム——対処流動と予備流動. 地学雑誌 105(5): 590-612.
- 遠藤匡俊 1997. 『アイヌと狩猟採集社会——集団の流動性に関する地理学的研究』大明堂.
- 遠藤匡俊 2001. 19世紀中葉の根室場所におけるアイヌの改名と命名規則の空間的適用範囲. 地理学評論 74A: 601-620.
- 遠藤匡俊 2002. 根室場所におけるアイヌの命名規則と幕府の同化政策. 歴史地理学 44(1): 48-59.
- 小樽市史編纂委員会編 1958. 『小樽市史 1』小樽市.
- 海保洋子 1992. 『近代北方史——アイヌ民族と女性と』三一書房.
- ガースナー, ルイス 2002. 生い立ち. 日本経済新聞 (2002年11月4日付, 朝刊): 「私の履歴書」欄, 日本経済新聞社.
- 角川日本地名大辞典編纂委員会編 1987. 『角川日本地名大辞典 1 北海道 上巻』角川書店.
- 川上 淳 1986. 中・近世アイヌ社会の首長について——乙名を中心として. 根室市博物館開設準備室紀要 1: 53-73.
- 川上 淳 1995. 18世紀後半～19初頭の千島アイヌについて. 根室市博物館開設準備室紀要 9: 61-79.
- 川上 淳 1996. 18世紀後半～19初頭の千島アイヌと千島交易ルート. 北海道・東北史研究会編『根室シンポジウム「北からの日本史」メナシの世界』158-238. 北海道出版企画センター.
- 川上 淳 1999. クナシリ・メナシアイヌの戦い. 白い国の詩 518: 4-13.
- 菊池勇夫 1991. 『北方史のなかの近世日本』校倉書房.
- 菊池勇夫 1999a. 松前藩とアイヌ. 白い国の詩 514: 4-13.
- 菊池勇夫 1999b. 『エトロフ島——つくられた国境』吉川弘文館.
- 菊池俊彦 1990. カムチャッカ半島出土の寛永通宝. 北海道・東北史研究会編『北からの日本史 2』60-89. 三省堂.
- 菊池俊彦 1995. 『北東アジア古代文化の研究』北海道大学図書刊行会.
- 久保寺逸彦 1969. 命名. アイヌ文化保存対策協議会編『アイヌ民族誌』472-473. 第一法規.
- 児島恭子 1999. 北方交易とラッコ. 白い国の詩 517: 4-13.
- 児島恭子 2001. 『アイヌ民族史の研究』. 吉川弘文館.
- 佐々木史郎 1996. 『北方から来た交易民——絹と毛皮とサントアン人』日本放送出版協会.
- 佐々木史郎 1999. 山丹交易. 白い国の詩 516: 4-13.
- 佐々木利和 1981. レブンゲ・コタン誌稿——とくにコタン構造から. 地方史研究協議会編『蝦夷地・北海道——歴史と生活』305-334. 雄山閣.
- 新北海道史編纂委員会編 1970. 『新北海道史 第2巻』北海道.
- 新北海道史編纂委員会編 1981. 『新北海道史 第1巻』北海道.
- 高倉新一郎 1939. 近世に於ける樺太を中心とした日滿交易. 北方文化研究報告 1: 163-194.
- 高倉新一郎 1940. アイヌ部落の変遷. 社会学 7: 130-163.
- 高島尋常高等学校編 1941. 『高島町史』高島尋常高等学校.
- 知里真志保 1956. 『アイヌ語入門——とくに地名研究者のために』楡書房.
- 東京大学史料編纂所編 1986. 『大日本近世史料 近藤重蔵 蝦夷地関係史料 二』東京大学史料編纂所.
- 東京大学史料編纂所編 1989. 『大日本近世史料 近藤重蔵 蝦夷地関係史料 三』巻末索引. 東京大学史料編纂所.
- 中川 裕 1995. 『アイヌ語 千歳方言辞典』草風館.
- 中根千枝 1970. 『家族の構造——社会人類学的分析』東京大学出版会.
- 中村和之 1998. 蝦夷錦と北方の交易. 白い国の詩 500: 4-13.
- 長谷川伸三 1987. 幕末期西蝦夷地高島場所における現地労働力の存在形態. 商学討究 37 (1・2・3) (合併号): 57-80.
- バチエラ, ジュー 1901. 『アイヌ人及其説話 中編』教文館.
- バチエラ, ジョン 1925. 『アイヌ人とその説話 中編』富貴堂.
- 羽原又吉 1937. アイヌの社会経済生活——主として漁猟生活よりの生活 (三). 歴史学研究 7: 927-954.
- 洞 富雄 1956. 『樺太史研究——唐太と山丹』新樹社.
- 松井 章 1985. 「サケ・マス論」の評価と今後の展望. 考古学研究 31(4): 39-67.
- 松井 章 1987. さけ. 石川栄吉・梅棹忠夫・大林太良・蒲生正男・佐々木高明・祖父江孝男編『文化人類学事典』304. 弘文堂.
- 村尾元長 1905. 水哉叢書 近藤守重事蹟考. 國書刊行会編『近藤正齋全集 第一』國書刊行会.
- 森下正明 1952. トナカイとともに. 今西錦司編『大興安嶺探検——1942年探検隊報告』300-307. 毎日新聞社.
- 山邊安之助著・金田一京助編 1913. 附録 樺太アイヌ語彙. 『あいぬ物語』巻末 (1)-(60).
- 渡辺 仁 1972. アイヌ文化の成立——民族・歴史・考古諸学の合流点. 考古学雑誌 58(3): 47-64.
- Batchelor, J. 1901. *The Ainu and their folklore*. London: The religious tract society. ジョン・バチエラ著, 安田一郎訳 1995. 『アイヌの伝承と民俗』青土社.

Batchelor, J. 1926. *An Ainu-English-Japanese dictionary*. Tokyo: Kyobunkan.  
Batchelor, J. 1927. *Ainu life and lore: Echoes of a departing race*. Tokyo: Kyobunkan. ジョン・バチェラー著, 小松哲郎訳 1999. 『アイヌの暮らしと伝承』北海道出版企画センター.  
Watanabe, H. 1968. Subsistence and ecology of north-

ern food gatherers with special reference to the Ainu. In *Man the Hunter*. ed. R. B. Lee and I. DeVore, 69-77. Chicago: Aldine Publishing Company.  
Watanabe, H. 1972. *The Ainu ecosystem, environment and group structure*. Tokyo: University of Tokyo Press.

Geographical Review of Japan 77-1 19-39 2004

### Social Structure and Spatial Application of the Name-giving Prohibition of the Ainu in the early 1800s

ENDO Masatoshi (Faculty of Education, Iwate University)

It is known that a few influential Ainu, who were accompanied by subordinate persons, hunted and traded freely in the eastern part of Hokkaido, northern Japan. Then, around the 1850s under the influence of policy by the Wajin-Japanese, these influential persons nearly disappeared. Furthermore, it is also known that the name-giving prohibition as an element of Ainu culture was applied widely, not only among individual settlement dwellers, but among the inhabitants of each district in the 1850s. The name-giving prohibition among the Ainu dictated that the name of a living neighbor or a dead person should not be given to another individual. However, neither the social structure nor the name-giving prohibition among the Ainu in the early 1800s has been clearly documented previously.

The purpose of this study was to reconstruct the social structure of Ainu society in the early 1800s and to investigate the spatial range of the application of the name-giving prohibition. The findings of the analysis are as follows:

1) The study area consisted of five districts: Etorohu in 1800, Akkeshi in 1803, Shizunai in 1812, Takashima in 1822, and southeast Sakhalin in 1828. The average number of persons who lived in the same household were within the range of 3.4 persons in the Etorohu district to 7.2 persons in southeast Sakhalin (mean 5.0 persons). Household members were classified into two types: core members and lodgers. The core members of the household consisted of the household head, his or her spouse, and his or her son and/or daughter in many cases. The lodgers of the household consisted of persons who lodged in from other households. The average number of settlement dwellers was within the range of 26.2 persons in southeast Sakhalin to 51.2 persons in Akkeshi (mean 33.5 persons per settlement).

2) A total of 1,386 persons were recognized to be socially subordinate to masters of those, 94.0% (1,303/1,386) of the subordinate persons lodged in the same household with their masters. The presence of lodgers in other households was found in all five districts. Of the total number of households in all five districts, 35.4% (333/941) included at least one lodger from a different household. Especially in southeast Sakhalin, 79.2% (228/288) of the total number of households included at least one lodger. In the case of households including at least one lodger, the number of lodgers per household was within the range of one to 14 persons. The average number of lodgers per household was 4.5 persons. Those four or five persons probably had come to lodge in the same household from many different households, because they were not close relatives. Therefore the ratio of lodgers (the number of lodgers from different households/total number of inhabitants) was 48.8% (1,019/2,089) in southeast Sakhalin. This subordination to others and/or the custom of housing lodgers in other households was recognized as one of the features of the social structure of the Ainu in the early 1800s.

3) In the five districts, no one had the same name as that of a living member within the same household. This was true even in the case of households including nonrelatives as lodgers. The ratio of persons who contravened the prohibition against taking the name of a living neighbor within the same settlement (the number of persons whose names were the same as those of living persons in the same settlement/total number of inhabitants) was within the range of 0% to 0.09% by district. When the study area is expanded from settlement to district, the ratio of persons who contravened the name-giving prohibition was within the range of 0.3% to 1.6%. The name-giving prohibition was widely applied, not only among individual household members and settlement dwellers, but also among the inhabitants of each district.

4) The five districts studied were located very far from each other. Furthermore, there was difference of three to 28 years among the data collected. Nevertheless, the ratio of persons who contravened the name-giving prohibition dictating that the name of a living neighbor or a dead person should not be given to another individual was only in the range of 0% to 1.6%. Therefore it is estimated that at least information on the names of living as well as dead persons was exchanged among inhabitants of the five districts. Furthermore, it is also estimated that such information pertaining to individual names was exchanged among inhabitants throughout all Ainu lands, based on the broad distribution of the five districts studied.

**Key words:** Ainu, social structure, name-giving prohibition, spatial application, early 1800s